

別表十(三)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③

認定研究開発事業法人等の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十三

平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 認定研究開発事業法人等の所得又は連結所得の金額の損金算入額の計算						
認定研究開発事業法人又は認定統括事業の別	1	認定研究開発事業法人	損	所得金額仮計又は連結所得金額仮計 (別表四「25の①」又は別表四の「24の①」)	4	円
<p>「7」欄</p> <p>認定研究開発事業法人等の課税の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第61条第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄:「00353」</p> <p>③ 「適用額」欄:当該別表十(三)「7」欄の金額(円単位)</p>						
研究開発統括事業計画			の	(4)と(5)のうち少ない金額	6	
研究開発事業又は統括事業の内容	3		計	損金算入額 $(6) \times \frac{20}{100}$	7	

II 認定研究開発事業計画等の認定を取り消された場合の益金算入額の計算

認定研究開発事業計画又は認定統括事業計画の認定の取消日	8	平	・	・	認定を取り消された場合の益金算入額 (10)の合計	9	円
適用対象年度に金額の合計額、損金の計算に	事業年度又は連結事業年度				損金算入額		
					10		
	平	・	・				円
	平	・	・				
	平	・	・				
	平	・	・				
	平	・	・				
	平	・	・				
合計							

法 0301-1003